

令和3年度

第2回五泉市国民健康保険運営協議会議案書

と き 令和3年12月22日（水） 午後1時15分

ところ 五泉市役所 5階 第2委員会室



第2回五泉市国民健康保険運営協議会次第

1. 開 会

2. あいさつ 羽下会長
伊藤市長

3. 議 事

(1) 会議録署名委員の指名

(2) 国保選第1号

五泉市国民健康保険運営協議会副会長の選出について

(3) 報告第4号

五泉市国民健康保険条例の一部改正等について

(4) 議第1号

令和4年度五泉市国民健康保険税の税率について

4. その他

5. 閉 会

国保選第 1 号

五泉市国民健康保険運営協議会副会長の選出について

五泉市国民健康保険運営協議会副会長の選出について

五泉市国民健康保険運営協議会副会長の選出を行う。

○副会長

委員

報告第 4 号

五泉市国民健康保険条例の一部改正等について

1. 令和3年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
（令和3年9月定例会市議会）

（補正内容）

歳入歳出既決予算総額にそれぞれ1億6,772万4千円を追加し、歳入歳出予算総額を53億9,093万6千円とした。

補正の主な内容については、歳入では本算定に伴う一般被保険者国民健康保険税4,571万3千円、国保財政の安定化を図る一般会計からの国保財政安定化支援事業繰入金を追加した。

歳出では、県に納付する国民健康保険事業費納付金の介護給付金分1,197万円、財政調整基金積立金1億7,926万8千円を追加した。

2. 五泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例
（令和3年12月定例会市議会）

（改正内容）

令和4年1月1日以降の出産の出産育児一時金について、産科医療補償制度に加入している病院等で出産した場合、その制度の掛金分として1万6千円を加算し支給している。

令和4年1月1日からその掛金が1万2千円に引き下げられ、関係法令が改正されたことに伴い改正するもの。

改正前：本来分 40万4千円、加算分 1万6千円

改正後：本来分 40万8千円、加算分 1万2千円

新旧対照表 参考資料P1のとおり

3. 令和3年度五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
（令和3年12月定例会市議会）

（改正内容）

令和4年度の国民健康保険税から、未就学児の被保険者均等割額の減額が導入されることとなり、その減額の割合が1/2と定められたことに伴い改正するもの。

新旧対照表 参考資料P2のとおり

4. 令和3年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
（令和3年12月定例市議会）

（補正内容）

歳入歳出既決予算総額からそれぞれ20万9千円を減額し、歳入歳出予算総額を53億9,072万7千円とした。

補正の内容については、人事院勧告に伴う人件費の調整。

5. 令和3年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
（令和3年12月定例市議会）

（補正内容）

歳入歳出既決予算総額にそれぞれ332万3千円を追加し、歳入歳出予算総額を53億9,405万円とした。

補正の主な内容については、歳入では一般会計からの出産育児一時金繰入金168万円、保険給付分の返納である一般被保険者医療費返納金201万6千円を追加した。

歳出では、出産育児一時金252万円、令和2年度の保険給付費等交付金の精算に伴う国・県等負担金償還金2,019万円の追加および財政調整基金積立金1,884万5千円を減額した。

議第 1 号

令和 4 年度五泉市国民健康保険税の税率について

令和4年度五泉市国民健康保険税の税率について

令和4年度の国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の税率並びに額は下記のとおり据え置くものとする。

1 医療給付費分

	令和3年度	令和4年度
所得割率	8.39%	8.39%
均等割額	20,800円	20,800円
平等割額	27,100円	27,100円

2 後期高齢者支援金分

	令和3年度	令和4年度
所得割率	2.83%	2.83%
均等割額	11,800円	11,800円

3 介護納付金分

	令和3年度	令和4年度
所得割率	2.56%	2.56%
均等割額	13,700円	13,700円